

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令等について

I. 背景

(自動運転関係事項)

令和 4 年 4 月、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）が成立し、令和 5 年 4 月から、いわゆるレベル 4 に相当する運転者が不在の状態での自動運転（以下「特定自動運行」という。）を行うことが可能となる。

国土交通省自動車局では、令和 4 年 6 月に「自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会（以下「自動運転検討会」という。）」を立ち上げ、旅客/貨物自動車運送事業者が従来と同等の輸送の安全等を確保しつつ、自動運転車を用いて事業を行うことを可能とするために具体的に講ずべき事項等について検討を行い、令和 5 年 1 月にその結果をとりまとめた。

また、いわゆるレベル 3 に相当する自動運転（一定条件下ではシステムが全ての運転操作を行い、システムの作動継続が困難な場合には運転者が運転操作を行うもの）についても、今後の発展が見込まれており、特定自動運行とあわせてその実態を把握することが必要である。

これらを踏まえ、旅客/貨物自動車運送事業者が自動運転車を用いて事業を行う場合に講ずるべき輸送の安全確保に関する措置及び実施すべき手続き等を規定するため、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）等について所要の改正を行う。

(遠隔点呼・業務後自動点呼関係事項)

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信機器（ICT）の発展が目覚ましく、国土交通省自動車局では、令和 3 年 3 月に産学官の有識者で構成された運行管理高度化検討会を設置し、ICT を活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めてきた。

今般、運行管理高度化検討会において、ICT を活用した点呼の実施に係る機器・システム等の要件がとりまとめられたことを踏まえ、対面によらない点呼について法令に規定するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）について所要の改正を行う。

II. 改正の概要

(1) 事業の許可申請の際の申請事項等への自動運行に係る事項の追加

道路運送法施行規則、貨物利用運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 20 号）、貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号）及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年国土交通省令第 33 号）について以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 自動運行（レベル 3 又はレベル 4 に相当する自動運転）により旅客/貨物の運送を行

おうとする事業者等は、申請事項又は届出事項に、各営業所又は各事務所に配置する自動車の数のうち自動運行の用に供するものの数等、自動運行に係る事項を記載しなければならないこととするとともに、添付書類として、自動運行装置（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 41 条第 1 項第 20 号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）に係る使用条件が記載された書類を提出しなければならないこととする。

- ② 特定自動運行により旅客/貨物の運送を行おうとする事業者等は、①に加え、添付書類として、当該特定自動運行に係る都道府県公安委員会の許可の見込みに関する書類を提出しなければならないこととする。

(2) 特定自動運行を利用した運送の安全性の担保に係る措置等

道路運送法施行規則、自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）、旅客自動車運送事業運輸規則、貨物自動車運送事業輸送安全規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則について以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 自家用有償旅客運送者等が、特定自動運行により旅客の運送を行う際、特定自動運行保安員を自家用有償旅客運送自動車等に乗務させ、又は、自家用有償旅客運送自動車等に必要な装置を備えた上で遠隔から特定自動運行保安員に運行の安全の確保に関する業務を行わせること等を規定する。
- ② 旅客/貨物自動車運送事業者等は、特定自動運行事業用自動車（事業用自動車のうち、旅客/貨物自動車運送事業の用に供する特定自動運行用自動車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 75 条の 12 第 2 項第 2 号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の用に供する事業用自動車（以下、特定自動運行事業用自動車という。）の運行に関し、以下の措置を行わなければならないこととする。
- (ア) 事業の遂行に十分な数の特定自動運行保安員を常時選任すること。
- (イ) 特定自動運行保安員を特定自動運行事業用自動車に乗務させ、又は、特定自動運行事業用自動車に必要な装置を備えた上で遠隔から特定自動運行保安員にその業務を行わせること。
- (ウ) 特定自動運行保安員に対し、酒気帯びや疾病等で安全に業務を実施することができないおそれがあるときは旅客/貨物自動車運送事業者へ申し出ること等、輸送の安全の確保のために必要な事項を遵守させること。
- (エ) 特定自動運行保安員に対し点呼を行い、自動運行装置の設定の状況等について報告を求め、特定自動運行事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。
- (オ) 特定自動運行保安員に対し、特定自動運行事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について適切な指導監督を行うこと。

等

- ③ 国土交通大臣への事故報告の対象として、特定自動運行保安員の疾病により特定自動運行自動車の運行を継続することができなくなった場合等を追加し、自動車事故報告書に自動運行に係る欄を追加するほか、所要の改正を行う。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に従い、事故の概要の報告方法からファクシミリ装置

を削除する。

(3) 遠隔点呼・業務後自動点呼の実施

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則について、旅客/貨物自動車運送事業者が運転者又は特定自動運行保安員に対して行う点呼を、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行うことを可能とする改正を行う。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和5年3月31日

施行：令和5年4月1日

○貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）

改正後	改正前
<p>(過労運転等の防止)</p> <p>第三条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）又は特定自動車運行保安員（特定自動車運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条第三号の三に規定する特定自動車運送をいう。以下同じ。）の用に供する特定自動車運行事業用自動車（事業用自動車のうち、貨物自動車運送事業の用に供する特定自動車運行用自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動車運行用自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の運行の安全の確保に関する業務を行う者をいう。以下同じ。）を常時選任しておかなければならない。</p> <p>2 前項の規定により選任する運転者及び特定自動車運行保安員は、日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であつてはならない。</p> <p>3 貨物自動車運送事業者は、<u>運転者、特定自動車運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員（以下「乗務員等」という。）</u>が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。</p>	<p>(過労運転の防止)</p> <p>第三条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）を常時選任しておかなければならない。</p> <p>2 前項の規定により選任する運転者は、日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であつてはならない。</p> <p>3 貨物自動車運送事業者は、<u>運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）</u>が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p>

6 貨物自動車運送事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

7 (略)

8 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であつて起点から終点までの距離が百キロメートルを超えるものごとに、次に掲げる事項について事業用自動車の運行の業務に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員等に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

一 主な地点間の運行時分及び平均速度

二 乗務員等が休憩又は睡眠をする地点及び時間

三 (略)

(特定自動運行保安員の業務等)

第三条の二 貨物自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければ、特定自動運行事業用自動車を貨物の運送の用に供してはならない。

一 当該特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させ、又はこれと同等の措置を行うこと。

二 次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定自動運行事業用自動車に積載された貨物の状況を確認することができる装置を当該特定自動運行事業用自動車に備えること。

ロ 営業所その他の適切な業務場所に特定自動運行保安員を配置し、当該特定自動運行保安員に道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の二十九に規定する遠隔監視装置その他の装置を用いて遠隔から運行の安全の確保に関する業務を行わせること。

2 特定自動運行貨物運送を行う貨物自動車運送事業者は、前項その他

6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

7 (略)

8 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であつて起点から終点までの距離が百キロメートルを超えるものごとに、次に掲げる事項について事業用自動車の乗務に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

一 主な地点間の運行時分及び平均速度

二 乗務員が休憩又は睡眠をする地点及び時間

三 (略)

(新設)

輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができよう、必要な体制を整備しなければならない。

3 特定自動運行貨物運送を行う貨物自動車運送事業者は、特定自動運行保安員に対し、特定自動運行事業用自動車の運行の業務について、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一 酒気を帯びて業務に従事しないこと。
二 過積載をした特定自動運行事業用自動車の運行の業務に従事しないこと。

三 特定自動運行事業用自動車に貨物を積載するときは、第五条に定めるところにより積載すること。

四 特定自動運行事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となつたときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。

4 貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保のため、特定自動運行保安員に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

三 特定自動運行事業用自動車の運行中に当該特定自動運行事業用自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、運行を中止し、貨物自動車運送事業者に報告すること。

四 業務を終了して他の特定自動運行保安員と交替するときは、交替する特定自動運行保安員に対し、当該業務に係る特定自動運行事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。

五 他の特定自動運行保安員と交替して業務を開始しようとするときは、当該他の特定自動運行保安員から前号の規定による通告を受け、当該特定自動運行事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検をすること。

(点検整備)

第三条の三 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一・二 (略)

第三条の四・第三条の五 (略)

(過積載の防止)

第四条 貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者、特定自動運行保安員その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

(通行の禁止又は制限等違反の防止)

第五条の二 貨物自動車運送事業者は、次に掲げる行為の防止について、運転者又は特定自動運行保安員(以下「運転者等」という。)に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

一・二 (略)

(点呼等)

第七条 貨物自動車運送事業者は、業務に従事しようとする運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

(点検整備)

第三条の二 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一・二 (略)

第三条の三・第三条の四 (略)

(過積載の防止)

第四条 貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

(通行の禁止又は制限等違反の防止)

第五条の二 貨物自動車運送事業者は、次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

一・二 (略)

(点呼等)

第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

- 一 運転者に対しては、酒気帯びの有無
 - 二 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - 三 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認
 - 四 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置（道路運送車両法第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。）の設定の状況に関する確認
- 2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、かつ、運転者に対しては酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者等が他の運転者等と交替した場合にあっては、当該運転者等が交替した運転者等に対して行った第三条の二第四項第四号又は第十七条第四号の規定による通告についても報告を求めなければならない。
 - 3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行うことができない業務を行う運転者等に対し、当該点呼のほかに、当該業務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。
 - 4 (略)
 - 5 貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等

- 一 酒気帯びの有無
 - 二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - 三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認（新設）
- 2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては第十七条第四号の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定められた機器による点呼を行うことができる。
 - 3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面（輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。）で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。
 - 4 (略)
 - 5 貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等

- ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。
- 一 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者等の氏名
 - 二 点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
 - 三 五 (略)

(業務の記録)

- 第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。
- 一 運転者等の氏名
 - 二 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
 - 三 業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に從事した距離
 - 四 業務を交替した場合にあっては、その地点及び日時
 - 五 (略)
 - 六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に從事した場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 五 (略)
 - ハ (略)
 - 七 道路交通法第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百四号)第二条に規定する事故(第九条の二及び第九条の五第一項において「事故」という。)
(又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因)
 - 八 (略)
- 2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保

- とに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。
- 一 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - 二 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
 - 三 五 (略)

(乗務等の記録)

- 第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。
- 一 運転者の氏名
 - 二 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
 - 三 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
 - 四 運転を交替した場合にあっては、その地点及び日時
 - 五 (略)
 - 六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 五 (略)
 - ハ (略)
 - 七 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百四号)第二条に規定する事故(第九条の二及び第九条の五第一項において「事故」という。)
(又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因)
 - 八 (略)
- 2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安

安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならぬ。

（運行記録計による記録）

第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 三 （略）

（事故の記録）

第九条の二 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一 乗務員等の氏名

二 四 （略）

五 事故の当事者（乗務員等を除く。）の氏名

六 八 （略）

（運行指示書による指示等）

第九条の三 一般貨物自動車運送事業者等は、第七条第三項に規定する業務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。

一 （略）

基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

（運行記録計による記録）

第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一 三 （略）

（事故の記録）

第九条の二 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一 乗務員の氏名

二 四 （略）

五 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名

六 八 （略）

（運行指示書による指示等）

第九条の三 一般貨物自動車運送事業者等は、第七条第三項に規定する乗務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。

一 （略）

二 乗務員等の氏名

三・四 (略)

五 乗務員等の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
六 乗務員等の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

七 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第一号又は第三号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第四号から第七号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者等に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者等が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、第一項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者等に第七条第三項に規定する業務を行わせることとなった場合には、当該業務以後の運行について、第一項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者等に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。

4 (略)

(運転者等台帳)

第九条の五 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載し、かつ、第九号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一・二 (略)

三 運転者等の氏名、生年月日及び住所

四 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日

五 運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の

二 乗務員の氏名

三・四 (略)

五 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
六 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

七 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第一号又は第三号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第四号から第七号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者等に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者等が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、第一項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者等に第七条第三項に規定する業務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第一項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者等に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。

4 (略)

(運転者台帳)

第九条の五 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載し、かつ、第九号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

一・二 (略)

三 運転者の氏名、生年月日及び住所

四 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日

五 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

事項

イ〜ハ (略)

六 事故を引き起こした場合は、その概要

七 道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

八 運転者等の健康状態

九 運転者に対しては、第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十 運転者等台帳の作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

2 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、特定自動運行保安員が転任、退職その他の理由により特定自動運行保安員でなくなった場合には、直ちに、当該特定自動運行保安員に係る第一項の運転者等台帳に特定自動運行保安員でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

(従業員に対する指導及び監督)

第十条 (略)

2 (略)

3 貨物自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車の特定自動運行保安員に対し、特定自動運行事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

イ〜ハ (略)

六 事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

(新設)

七 運転者の健康状態

八 第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

九 運転者台帳の作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

2 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

(新設)

(従業員に対する指導及び監督)

第十条 (略)

2 (略)

(新設)

- 4 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員等に対する適切な指導をしなければならない。
- 5 (略)

(異常気象時等における措置)

第十一条 貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(安全の確保のための服務規律)

第十二条 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る事業用自動車の運行の安全を確保するための乗務員等の服務についての規律を定めなければならない。

(乗務員)

第十六条 貨物自動車運送事業者の運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員(第三十四条において「乗務員」という。)は、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 四 (略)

(運転者)

第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 二 (略)
- 三 乗務を開始しようとするとき、第七条第三項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、同条第一項から第三項までの規定に

- 3 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員に対する適切な指導をしなければならない。
- 4 (略)

(異常気象時等における措置)

第十一条 貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(安全の確保のための服務規律)

第十二条 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る事業用自動車の運行の安全を確保するための乗務員の服務についての規律を定めなければならない。

(乗務員)

第十六条 貨物自動車運送事業者の乗務員は、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 四 (略)

(運転者)

第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 二 (略)
- 三 乗務を開始しようとするとき、第七条第三項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、第七条第一項から第三項までの規定

より貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者にこれらの規定による報告をすること。

三の二 事業用自動車の運行中に当該事業用自動車の重大な故障を発生し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、運行を中止し、貨物自動車運送事業者に報告すること。

四〇八 (略)

(運行管理者の業務)

第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 一般貨物自動車運送事業者等により運転者(特定自動運行貨物運送を行う場合にあつては、特定自動運行保安員)として選任された者以外の者を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

二 第三条第三項の規定により、乗務員等が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。

三 (略)

四 第三条第五項の規定により、同項の乗務員等を事業用自動車に運行の業務に従事させないこと。

四の二 第三条第六項の規定により、乗務員等の健康状態の把握に努め、同項の乗務員等を事業用自動車に運行の業務に従事させないこと。

五 (略)

五の二 特定自動運行事業用自動車による運送を行うとする場合にあっては、第三条の二第一項の規定により特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させ、若しくはこれと同等の措置を行い、又は遠隔からその業務を行わせること。

六・七 (略)

七の二 第五条の二の規定により、運転者等に対する指導及び監督を行うこと。

八 第七条の規定により、運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存

により貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者にこれらの規定による報告をすること。

(新設)

四〇八 (略)

(運行管理者の業務)

第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 一般貨物自動車運送事業者等により運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。

二 第三条第三項の規定により、乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。

三 (略)

四 第三条第五項の規定により、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

四の二 第三条第六項の規定により、乗務員の健康状態の把握に努め、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

五 (略)

(新設)

六・七 (略)

七の二 第五条の二の規定により、運転者に対する指導及び監督を行うこと。

八 第七条の規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存

存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有効に保持すること。

九 第八条の規定により、運転者等に対して記録させ、及びその記録を保存すること。

十 十二 (略)

十二の二 第九条の三の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者等に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者等に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。

十三 第九条の五の規定により、運転者等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

十四 第十条 (第五項を除く。)の規定により、乗務員等に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第一項及び第三項による記録及び保存を行うこと。

十四の二 十七 (略)

2 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の運行管理者は、前項に定めるもののほか、第三条第八項の規定により、事業用自動車の運行の業務に関する基準を作成し、かつ、当該基準の遵守について乗務員等に対する指導及び監督を行わなければならない。

3・4 (略)

し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

九 第八条の規定により、運転者に対して記録させ、及びその記録を保存すること。

十 十二 (略)

十二の二 第九条の三の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。

十三 第九条の五の規定により、運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

十四 第十条 (第四項を除く。)の規定により、乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第一項による記録及び保存を行うこと。

十四の二 十七 (略)

2 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の運行管理者は、前項に定めるもののほか、第三条第八項の規定により、乗務に関する基準を作成し、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する指導及び監督を行わなければならない。

3・4 (略)

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）

※本文のみ

改 正	現 行
制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> <u>国自安第 155 号</u> <u>国自貨第 179 号</u> <u>国自整第 279 号</u>	制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 令和 3 年 1 月 26 日 国自安第 179 号 国自貨第 99 号 国自整第 279 号
<p>第 7 条 点呼等</p> <p>1. 第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係（別紙 2 参照）</p> <p>(1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で<u>業務を</u>開始又は終了するため、<u>業務前点呼又は業務後点呼を当該運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）</u>が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。</p> <p>なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。</p> <p>また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。</p> <p>(2) 「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により<u>運転者等</u>と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX 等一方的な連絡方法は、該当しない。</p> <p>また、電話その他の方法による点呼を<u>運行中</u>に行ってはならない。</p> <p><u>(3) 「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める</u></p>	<p>第 7 条 点呼等</p> <p>1. 第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係（別紙 2 参照）</p> <p>(1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で<u>乗務が</u>開始又は終了するため、<u>乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が</u>所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。</p> <p>なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。</p> <p>また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。</p> <p>(2) 「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により<u>運転者</u>と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX 等一方的な連絡方法は、該当しない。</p> <p>また、電話その他の方法による点呼を<u>運転中</u>に行ってはならない。</p> <p><u>(3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、</u></p>

方法」とは、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼の他、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法をいう。

(4) (3)に規定する「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。）をいう。なお、次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にあつては、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として扱う。

- ① 開設されてから3年を経過していること。
- ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させて

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。）をいう。なお、次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にあつては、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として扱う。

- ① 開設されてから3年を経過していること。
- ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させていないこと。
- ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。
- ④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であつて、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

いないこと。

③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。

④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。

(5) 同一事業者内のGマーク営業所において、点呼告示に規定する方法以外の方法により、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼及び(4)なお書きの営業所において点呼告示に規定する方法以外の方法により、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（以下「IT点呼」という。）は以下に定めるところにより行うものとする。

① IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、IT点呼を行う営業所（以下「IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理するIT点呼機器（IT点呼において使用する機器をいう。以下同じ。）を使用しIT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者等の所属する営業所名及び運転者等のIT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者等は、IT点呼を受ける運転者等が所属する営業所（以下「被IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理するIT点呼機器を使用しIT点呼を受けるものとする。

ウ （略）

② 運行管理及び整備管理関係

ア～ウ （略）

エ 上記事項その他IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

オ （略）

③ 運輸支局長等への報告関係

(5) 同一事業者内のGマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼及び(3)なお書きの営業所において(4)の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（以下「IT点呼」という。）は以下に定めるところにより行うものとする。

① IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、IT点呼を行う営業所（以下「IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用しIT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者は、IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用しIT点呼を受けるものとする。

ウ （略）

② 運行管理及び整備管理関係

ア～ウ （略）

エ 上記事項その他IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ （略）

③ 運輸支局長等への報告関係

ア IT点呼を実施しようとする事業者には、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、IT点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の報告書を提出するよう指導すること。また、(4)なお書きの事業者にあつては、事前に地方貨物自動車運送適正化事業実施機関へ(4)④の要件を確認し、別紙3の報告書の4.の宣誓事項欄に記載するよう指導すること。

イ・ウ （略）

(6) 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者等が、(1)の場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等によりIT点呼機器による点呼（以下「遠隔地IT点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者等が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 遠隔地IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、遠隔地IT点呼を行う営業所（以下「遠隔地IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理するIT点呼機器を使用し遠隔地IT点呼を行うものとする。なお、遠隔地IT点呼の際、運転者等の所属する営業所名及び運転者等の遠隔地IT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者等は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼（以下「中間点呼」という。）を受けようとする地点において、遠隔地IT点呼を受ける運転者等が所属する営業所（以下「被遠隔地IT点呼実施営業所」という。）で管理するIT点呼機器を携行・使用し遠隔地IT点呼を受けるものとする。ただし、同一事業者の他のGマーク営業所又は当該営業所の車庫において、業務を開始若しくは終了する場合又は、中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられたIT点呼機器を用いて遠隔地IT点呼を受ける場合はこの限りではない。

ウ 点呼は運転者等の所属する営業所の運行管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16

ア IT点呼を実施しようとする事業者には、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、IT点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の報告書を提出するよう指導すること。また、(3)なお書きの事業者にあつては、事前に地方貨物自動車運送適正化事業実施機関へ(3)④の要件を確認し、別紙3の報告書の4.の宣誓事項欄に記載するよう指導すること。

イ・ウ （略）

(6) 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、(1)の場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により(4)の機器による点呼（以下「遠隔地IT点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 遠隔地IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、遠隔地IT点呼を行う営業所（以下「遠隔地IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用し遠隔地IT点呼を行うものとする。なお、遠隔地IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地IT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者は、乗務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼（以下「中間点呼」という。）を受けようとする地点において、遠隔地IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被遠隔地IT点呼実施営業所」という。）で管理する(4)の機器を携行・使用し遠隔地IT点呼を受けるものとする。ただし、同一事業者の他のGマーク営業所又は当該営業所の車庫において、乗務を開始若しくは終了する場合又は、中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられた(4)の機器を用いて遠隔地IT点呼を受ける場合はこの限りではない。

ウ 点呼は運転者の所属する営業所の運行管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16

時間以内とする。ただし、I T点呼を実施する場合にあっては、営業所間におけるI T点呼の実施とあわせて1営業日のうち連続する16時間以内とする。

② 運行管理及び整備管理関係

ア～ウ (略)

エ 上記事項その他遠隔地I T点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

オ (略)

③ (略)

(7) 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者等が、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼(以下「他営業所点呼」という。)を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者等が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア (略)

イ 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所(以下「他営業所点呼実施営業所」という。)の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内とする。)、その記録した内容を運転者等が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他営業所点呼を受ける運転者等が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

オ (略)

時間以内とする。ただし、I T点呼を実施する場合にあっては、営業所間におけるI T点呼の実施とあわせて1営業日のうち連続する16時間以内とする。

② 運行管理及び整備管理関係

ア～ウ (略)

エ 上記事項その他遠隔地I T点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ (略)

③ (略)

(7) 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼(以下「他営業所点呼」という。)を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア (略)

イ 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所(以下「他営業所点呼実施営業所」という。)の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内とする。)、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ (略)

(8) 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者等が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア （略）

イ グループ企業以外の営業所の点呼を行う営業所（以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者等が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他グループ営業所点呼を受ける運転者等が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

オ （略）

② （略）

(9) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 遠隔点呼を実施しようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則10日前までに別紙7の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、遠隔点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙8の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 遠隔点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該点呼を実

(8) 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

② 運行管理及び整備管理関係

ア （略）

イ グループ企業以外の営業所の点呼を行う営業所（以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ （略）

③ （略）

(新設)

施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙9の届出書を提出するよう指導すること。

(10) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項

業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定要領（令和5年3月31日付 国自安第160号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

(11) 業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則10日前までに別紙10の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、業務後自動点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙11の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 業務後自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙12の届出書を提出するよう指導すること。

(12) ・ (13) (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

(1) 業務前点呼

① (略)

② 運転者等の氏名

③ 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④・⑤ (略)

(新設)

(新設)

(9) ・ (10) (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

(1) 乗務前点呼

① (略)

② 運転者名

③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④・⑤ (略)

⑥ 運転者の酒気帯びの有無

⑦～⑩ (略)

(2) 中間点呼

① (略)

② 運転者等の氏名

③ 運転者等が従事している運行の業務に係る 事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④・⑤ (略)

⑥ 運転者の酒気帯びの有無

⑦～⑨ (略)

(3) 業務後点呼

① (略)

② 運転者等の氏名

③ 運転者等が従事した運行の業務に係る 事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④～⑥ (略)

⑦ 交替運転者等に対する通告

⑧ 運転者の酒気帯びの有無

⑨ (略)

附 則 (令和 3 年 1 月 26 日付け国自安第 179 号、国自貨第 99 号、国自整第 279 号)

改正後の通達は、令和 3 年 1 月 26 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日付け国自安第 155 号、国自貨第 179 号、国自整第 279 号)

(施行期日)

1 改正後の通達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この通達の施行の際現に遠隔点呼実施要領 (令和 3 年 12 月 27 日付国自安第 137 号 国自旅第 393 号 国自貨第 91 号) VI 又は乗務後自動点

⑥ 酒気帯びの有無

⑦～⑩ (略)

(2) 中間点呼

① (略)

② 運転者名

③ 運転者の乗務に係る 事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④・⑤ (略)

⑥ 酒気帯びの有無

⑦～⑨ (略)

(3) 乗務後点呼

① (略)

② 運転者名

③ 運転者の乗務に係る 事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④～⑥ (略)

⑦ 交替運転者に対する通告

⑧ 酒気帯びの有無

⑨ (略)

附 則 (令和 3 年 1 月 26 日付け国自安第 179 号、国自貨第 99 号、国自整第 279 号)

改正後の通達は、令和 3 年 1 月 26 日から施行する。

(新設)

呼実施要領（令和4年12月20日付 国自安第116号）第3章Ⅳの規定により運輸支局長等に対してされている遠隔点呼又は乗務後自動点呼の実施等に係る申請又は届出は、この通達の施行後は、この通達による改正後の相当規定に基づいて、運輸支局長等に対してされた届出とみなす。

3 この通達の施行の際現に、自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた実証実験実施要領 IT 点呼（遠隔点呼）編（令和3年3月国土交通省自動車局安全政策課）の規定に基づき、遠隔点呼を実施している事業者については、この通達による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百六十六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第二十四条第一項及び第二項並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第七条第一項及び第二項の規定に基づき、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示

（総則）

第一条 自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第二十四条第一項及び第二項並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「輸送安全規則」という。）第七条第一項及び第二項の規定に基づき、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して、国土交通大臣が告示で定める要件を満たす方法により行う点呼に関し、その機能等の要件については、この告示の定めるところによる。

(用語)

第二条 この告示において使用する用語は、運輸規則及び輸送安全規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一 遠隔点呼 運輸規則及び輸送安全規則の規定に基づき、事業者が、機器を用いて、遠隔の営業所又は車庫にいる運転者等に対して行う点呼をいう。

二 業務後自動点呼 運輸規則及び輸送安全規則の規定に基づき、事業者が、機器を用いて、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して行う点呼をいう。

三 完全子会社等 事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の完全子会社とみなす。）若しくは完全親会社（会社を完全子会社とする他の会社をいう。）又は当該事業者と完全親会社が同一である他の会社をいう。

(点呼に使用する機器の種類)

第三条 運輸規則第二十四条第一項及び第二項並びに輸送安全規則第七条第一項及び第二項の国土交

通大臣が告示で定める要件を満たす機器は、次に掲げるものとする。

- 一 遠隔点呼で使用する機器（以下「遠隔点呼機器」という。）
- 二 業務後自動点呼で使用する機器（以下「自動点呼機器」という。）

（遠隔点呼の実施）

第四条 遠隔点呼は、次に掲げる二地点間（以下「遠隔点呼実施地点間」という。）において実施することができるものとする。

- 一 自社営業所と当該営業所内の車庫との間
- 二 自社営業所の車庫と当該営業所内の他の車庫との間
- 三 自社営業所と他の自社営業所との間
- 四 自社営業所と他の自社営業所内の車庫との間
- 五 自社営業所内の車庫と他の自社営業所内の車庫との間
- 六 自社営業所と完全子会社等の営業所との間
- 七 自社営業所と完全子会社等の営業所内の車庫との間
- 八 自社営業所内の車庫と完全子会社等の営業所内の車庫との間

(遠隔点呼機器の機能の要件)

第五条 遠隔点呼機器は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

一 遠隔点呼を行う運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が次に掲げる事項について、映像と音声の送受信により通話をすることができする方法によつて、随時明瞭に確認できる機能を有すること。

イ 運転者等の顔の表情

ロ 運転者等の全身

ハ 運転者の酒気帯びの有無

ニ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

二 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度を自動的に記録及び保存するとともに、遠隔点呼を行う運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる機能を有すること。

三 遠隔点呼を行う運行管理者等及び遠隔点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）を使用する方法により確実に個人を識別する機能を有する

こと。

四 次のイからトまでに掲げる事項が遠隔点呼実施地点間で共有され、当該事項について遠隔点呼時に遠隔点呼を行う運行管理者等が確認できる機能を有すること。

イ 運転者等の日常の健康状態

ロ 運転者等の労働時間

ハ 運転者等に対する指導監督の記録

ニ 運行に要する携行品（以下単に「携行品」という。）

ホ 乗務員等台帳の内容

ヘ 運転者等に対する過去の点呼記録

ト 運行に使用する事業用自動車の整備状況

五 遠隔点呼を行う運行管理者等が、遠隔点呼を受ける運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を、平常時と比較して確認できる機能を有すること。

六 遠隔点呼を行う運行管理者等が、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果を確認できる機能を有すること。

七 遠隔点呼を行う運行管理者等が、遠隔点呼を受ける運転者等に伝達すべき事項を確認できる機

能を有すること。

八 遠隔点呼を受けた運転者等ごとに、次のイ及びロに掲げる事項を電磁的方法により記録し、遠隔点呼実施地点間で共有するとともに、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ 業務前の遠隔点呼に係る事項

- (1) 遠隔点呼を行った者の氏名
- (2) 遠隔点呼を受けた運転者等の氏名
- (3) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号
その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- (4) 遠隔点呼の実施日時
- (5) 点呼の方法
- (6) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無
- (7) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画
- (8) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無についての確認の結果
- (9) 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の結果

- (10) 特定自動運行保安員にあつては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果
- (11) 運行管理者が運転者等に対し伝える指示事項
- (12) 運行管理者が、当該運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合の理由及び代替措置の内容

(13) その他必要な事項

ロ 業務後の遠隔点呼に係る事項

- (1) 遠隔点呼を行った者の氏名
- (2) 遠隔点呼を受けた運転者等の氏名
- (3) 遠隔点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号
その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等
- (4) 遠隔点呼の実施日時
- (5) 点呼の方法
- (6) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無
- (7) 運転者にあつては、遠隔点呼を受けた運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画

- (8) 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
- (9) 交替する運転者等に対する通告
- (10) その他必要な事項

九 遠隔点呼機器の故障が発生した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。

十 電磁的方法により記録された第八号に掲げる事項及び前号の記録の修正若しくは消去ができないこと又は電磁的方法により記録された第八号に掲げる事項及び前号の記録が修正された場合に おいては修正前の情報が保存され、かつ、消去ができない機能を有すること。

十一 電磁的方法により記録された第八号（イ（7）及びロ（7）を除く。）に掲げる事項及び第九号の記録について、遠隔点呼機器に保存された情報をCSV形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。

（遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件）

第六条 遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件は、次のとおりとする。

一 遠隔点呼を行う運行管理者等が次に掲げる事項について、映像と音声の送受信により通話をすることができる方法によって、随時明瞭に確認できる環境照度が確保されていること。

イ 運転者等の顔の表情

ロ 運転者等の全身

ハ 運転者の酒気帯びの有無

ニ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

二 なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での遠隔点呼の実施を防止するため、遠隔点呼実施場所の天井等に監視カメラを備え、運行管理者等が、遠隔点呼を受ける運転者等の全身を随時、明瞭に確認することができること。

三 遠隔点呼が途絶しないために必要な通信環境を備えていること。

四 遠隔点呼を行う運行管理者等と遠隔点呼を受ける運転者等との対話が妨げられないようにするために必要な通話環境が確保されていること。

(遠隔点呼機器の運用上の遵守事項)

第七条 事業者及び運行管理者等は、遠隔点呼を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 遠隔点呼を行う運行管理者等は、地理情報及び道路交通情報等、事業用自動車の運行の業務を

遂行するために必要な情報を有すること。

二 遠隔点呼を行う運行管理者等は、面識のない運転者等に対し遠隔点呼を行う場合は、あらかじめ当該運転者等と対面又は映像と音声の送受信により通話をすることができ、方法で面談する機会を設け、次に掲げる事項について確認を行うこと。

イ 運転者等の顔の表情

ロ 運転者にあつては、健康状態

ハ 運転者にあつては、適性診断の受診の結果

ニ その他遠隔点呼を実施するために必要な事項

三 遠隔点呼を行う運行管理者等は、遠隔点呼を遺漏なく行うため、運行中の事業用自動車の位置¹⁰の把握に努めること。

四 遠隔点呼を行う運行管理者等は、遠隔点呼を受ける運転者等の携行品の保持状況又は返却状況を確認すること。

五 遠隔点呼を行う運行管理者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合、直ちに当該運転者等が所属する営業所の運行管理者等に連絡すること。

六 前号の場合にあつては、事業者は、遠隔点呼を行う運行管理者が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した運転者等の所属する営業所において、代替措置を講じること

ができる体制を整えること。

七 遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合にあつては、遠隔点呼を受ける運転者等が所属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。

八 完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合は、必要に応じ、事業者及び完全子会社等において、遠隔点呼の実施に必要な事項に係る契約を締結すること。

九 事業者は、運行管理者等及び運転者等（以下この号において「対象者」という。）の識別に必要な生体認証符号等、運転者の体温及び血圧その他の個人情報 の取扱いについて、あらかじめ対象者から同意を得ること。

十 事業者は、遠隔点呼の実施に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

（業務後自動点呼の実施）

第八条 業務後自動点呼は、事業者の営業所又は当該営業所の車庫において、当該営業所に所属する運転者等に対し行うことができるものとする。

(自動点呼機器の機能の要件)

第九条 自動点呼機器の機能の要件は、次のとおりとする。

- 一 第十一号に掲げる業務後自動点呼に必要な事項の確認、判断及び記録を実施できる機能を有すること。
- 二 運行管理者等が、運転者等ごとの業務後自動点呼の実施予定及び当該業務後自動点呼に責任を持つ運行管理者の氏名を入力でき、当該業務後自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。
- 三 業務後自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務後自動点呼を開始する機能を有すること。
- 四 運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前号の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本号の生体認証符号等による識別は、省略することができる。

五 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はそ

の濃度及びアルコール検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。

六 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務後自動点呼を完了することができない機能を有すること。

七 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況及び交替する運転者等に対する通告について、運転者等が口頭で報告した内容を電磁的方法により記録し、運行管理者等が確認できる機能を有すること。

八 運行管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。

九 第十一号に掲げる業務後自動点呼に必要な全ての確認、判断及び記録がなされない場合又は故障が生じている場合には、業務後自動点呼を完了することができない機能を有すること。

十 運転者等ごとに業務後自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。

十一 業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、

その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ 業務後自動点呼に責任を負う運行管理者の氏名

ロ 業務後自動点呼を受けた運転者等の氏名

ハ 業務後自動点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は当該事業用自動車を識別できる記号、番号等

ニ 業務後自動点呼の実施日時

ホ 点呼の方法

ヘ 運転者にあつては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無

ト 運転者にあつては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画

チ 運転者等が業務後自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画

リ 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況

ヌ 交替する運転者等に対する通告

ル その他必要な事項

十二 自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。

十三 電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項及び前号の記録の修正若しくは消去がでないものであること又は電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項及び前号の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。

十四 電磁的方法により記録された第十一号に掲げる事項及び第十二号の記録について、自動点呼機器に保存された情報をCSV形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。

(自動点呼機器を設置する施設及び環境の要件)

第十条 なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外で業務後自動点呼が実施されることを防止するため、業務後自動点呼実施場所の天井等に監視カメラを備え、運行管理者等が、業務後自動点呼を受ける運転者等の全身を常時又は業務後自動点呼実施後に、明瞭に確認することができること。

(自動点呼機器の運用上の遵守事項)

第十一条 事業者及び運行管理者等は、業務後自動点呼を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守

しなければならない。

一 事業者は、業務後自動点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

二 事業者は、自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について運行管理者、運転者等その他の関係者に対し、適切に教育及び指導を行うこと。

三 事業者は、所定の場所以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、業務後自動点呼に用いる自動点呼機器が業務後自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。

四 事業者は、自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。

五 運行管理者等は、運転者等ごとの業務後自動点呼の実施予定及び実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。

六 業務後自動点呼を実施する予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等が適切な措置を講じることができ体制を整備すること。

七 事業者は、運転者等が携行品を確実に返却したことを確認できる体制を整備すること。

八 運行管理者等に対し早急に報告する必要がある事項については、業務後自動点呼の実施にかかわらず、運転者等から運行管理者等に対し速やかに報告するよう指導すること。

九 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、運行管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができるとする体制を整備すること。

十 自動点呼機器の故障等により業務後自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務後自動点呼を受ける運転者等が所属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。

十一 事業者は、運転者等（以下この号において「対象者」という。）の識別に必要な生体認証符号等、あらかじめ、対象者の同意を得ること。

附 則

この告示は、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。